



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年10月23日（月） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
観光誘客推進課	課長 誘客政策係	加藤 英彦 井戸、内木	内線 3956 直通 058-272-8360 FAX 058-278-2603

「令和5年度 観光デジタルマーケティング手法を活用したプロモーション支援事業費補助金」の二次募集を開始します

県では、来るべきデジタル社会に向けて、観光事業者がデジタルマーケティングの重要性を再認識し、今後自立的に当該手法を活用したプロモーション活動を実施できるようにすることを目的に、県内観光事業者のデジタルマーケティング手法を活用したプロモーション事業の経費の一部を補助する標記補助金を実施しております。

この度、9月末までの募集の状況を受け、標記補助金の二次募集を令和5年10月23日（月）から開始します。

記

1 補助金の概要

(1) 補助対象事業者

補助対象事業者（※）	詳細
宿泊施設営業事業者	以下のいずれかに該当する事業者 1 岐阜県内で、旅館業法に規定する「旅館・ホテル営業」「簡易宿所営業」の許可を受けた施設を1以上営む事業者 2 岐阜県内で、住宅宿泊事業法第3条の規定による届出のあった施設（民泊）を1以上営む事業者 ただし、岐阜県内で店舗型性風俗特殊営業を行う施設は、対象外とする。
観光施設営業事業者	岐阜県内に「観光施設」（旅行者を受け入れていることが客観的に判断でき、入込客数を把握している施設）を1以上有し、岐阜県内旅行者のために施設を有料で提供している事業者
土産物店営業事業者	岐阜県内に「店舗」（土産物店であることが客観的に判断できる店舗）を1以上有し、岐阜県内旅行者に対して、岐阜県にちなんだ品物を販売している事業者
体験事業者	岐阜県内において、1以上の「体験事業」（旅行者に体験事業を提供していることが客観的に判断できる事業）を岐阜県内旅行者に対して実施している事業者

※国、県、市町村及び県の外郭団体、第三セクター、指定管理者等が所有し、管理し、又は運営する施設、事業等を営む事業者は対象となりません。

(2) 補助対象期間

交付決定の日 ～ 令和6年1月19日(金)

※上記期間に発注・契約し、事業及び支払いまで完了した事業が対象

(3) 補助限度額・補助率

・補助上限額：1事業者あたり300万円

※補助金額が20万円に満たない場合は交付対象外

・補助率：補助対象経費(税抜き)の1/2以内

(4) 補助対象事業

以下の事業に係る委託費用が補助対象経費です。

補助対象事業	補助対象経費
オンライン広告配信事業	事業者が保有する旅行者向けWebサイト等を活用したオンライン広告の配信に必要な経費 ※ただし、オンライン広告配信事業を実施する場合は、当該事業のみでの申請はできません。
Webサイト診断事業	事業者が保有する旅行者向けWebサイトの診断に必要な経費
SEO対策事業	事業者が保有する旅行者向けWebサイトのSEO対策に必要な経費
MEO対策に係るコンサルティング等事業	事業者が旅行者向けに運用するGoogleビジネスプロフィールの登録・設定・運用・多言語化及び人材育成研修業務に必要な経費
SNS登録・運用に係るコンサルティング等事業	事業者が旅行者向けに運用するSNS(Facebook、Instagram、YouTube等)の登録・設定・運用及び人材育成研修業務に必要な経費

2 募集期間

令和5年10月23日(月) ～ 11月17日(金) 17時15分

※郵送又は持参にて受付(締切当日の消印有効)。郵送の場合は、簡易書留、特定記録郵便等、配達されたことが証明できる方法としてください。

※予算が上限に達し次第終了します。

3 申請方法

補助金申請書に必要書類を添付し、募集期間内に提出してください。

なお、募集要項や各種様式等の詳細は、以下の岐阜県庁公式ホームページからダウンロードできます。また、観光誘客推進課でも配布します。

URL : <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/234562.html>

4 申請書類提出先及びお問い合わせ先

窓口	所在地	電話番号
観光誘客推進課	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁10F	直通 058-272-8360

※窓口は平日8時30分から17時15分までとなります（土日祝日を除く）。

申請をお考えの場合は、申請前に観光誘客推進課に相談してください。